

令和6年度 いじめ防止基本方針 概要

川口市立辻小学校
いじめ問題対策委員会

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法)

家庭・地域・学校等の連携



「いじめは卑劣な行為であり、絶対に許さない。」という共通認識



いじめ防止

学校の責任を自覚し、**未然防止** **早期発見** **迅速で組織的な対応** に全力で取り組みます。

未然防止

- ①危機意識をもった日頃の生徒指導
- ②「ライフスキルかわぐち」を活用した、自分の気持ちを伝える力の育成
- ③道徳教育の充実
- ④学ぶ喜びを味わわせる授業の推進
- ⑤保護者同士のネットワークづくり
- ⑥非行防止教室の全学年実施
- ⑦教職員研修
- ⑧①～⑦を通した児童が安心できる学級づくり

早期発見

- ①「いじめ発見のチェックポイント」活用
- ②生徒指導・特別支援委員会での児童の実態共有(月一回、全教職員)
- ③無記名式「心の健康アンケート」の実施(月一回、全校児童)
- ④「悩み相談ボックス」の設置
- ⑤いじめ問題対策委員会(校長、教頭、教務主任、いじめ対応教員、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等)の常設

措置

- ①「いじめ訴え聞き取り用紙」に基づく、土日をまたがない丁寧な聞き取り
- ②いじめられている児童への支援
- ③いじている児童への指導
- ④周りではやし立てる児童への対応
- ⑤見て見ぬふりをする児童への対応
- ⑥学級全体への指導
- ⑦家庭との連携
- ⑧市教育委員会への報告
- ⑨措置後、最低3カ月の経過観察